

大分県報

平成二十八年
第二七六九号
四月八日

（金曜日）

目次

告示

平成二十八年度県民健康意識行動調査の実施	一
生活保護法等による介護機関の指定	一
生活保護法等による指定介護機関の廃止	二
青少年に有害な興行の指定	二
耕地整理組合長臨時代理者の指定	二
県営土地改良事業施行申請適当の決定及び縦覧	二
指定漁船調査の縦覧	三
道路区域の変更	三
道路の供用開始	四
指定構造計算適合性判定機関の委任（五件）	四
収用委員会告示	六
土地収用法による裁決手続の開始（二件）	六
公共測量の終了	八

告示

大分県告示第二百三十三号

大分県統計条例（平成二十一年大分県条例第十四号）第三条第二項の規定に基づき、県民健康意識行動調査を次のとおり実施する。

平成二十八年四月八日

一 調査の目的

大分県知事 広瀬勝貞

平成二十八年四月八日

大分県新長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」の取組の柱である「健康寿命日本一」を実現するため、生活習慣等の健康に関する意識・行動の現状を把握し、市町村ごとの地域差（要因）を明らかにすること及び健康増進法（平成十四年法律第三百三号）第八条の規定に基づく大分県健康増進計画の改定に係る基礎資料を得ることを目的とする。

二 調査範囲

県内に居住する二十歳以上の者から性別・年齢階層別に市町村ごとに抽出した約二万人

三 調査事項

- 1 食習慣及び食物摂取頻度
 - 2 治療状況
 - 3 健康状況
 - 4 運動
 - 5 栄養・食生活
 - 6 がん検診
 - 7 こころの健康
 - 8 たばこ
 - 9 歯
- 四 調査期間
平成二十八年六月一日から同年七月三十一日まで
- 五 調査方法
郵送による調査又は調査員による聞き取り調査により行う。

大分県告示第二百三十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）に規定する介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成、介護予防福祉用具又は介護予防・日常生活支援の給付を担当させる機関として、次の介護機関を指定した。

平成二十八年四月八日

大分県知事 広瀬勝貞

大分県報（告示）

介護機関の名称	所在地	開設者	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日
居宅介護支援事業所豊かな木	佐伯市鶴岡西町一―二三四一―	株式会社豊かな木	佐伯市鶴岡西町一―二三四一―	居宅介護支援	平二七・六・一
南海医療センター附属介護老人保健施設	佐伯市常盤西町一―二一六	独立行政法人地域医療機能推進機構	東京都港区高輪三―二二―一二	訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション	平二八・四・一
有限会社オーツ	宇佐市大字下元重九二―二	有限会社オーツ	宇佐市大字下元重九二―二	福祉用具貸与	平二七・四・一

大分県告示第二百三十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、次の指定介護機関からサービスを廃止した旨届出があつた。

平成二十八年四月八日

大分県知事 広瀬 勝 貞

介護機関の名称	所在地	開設者	主たる事務所の所在地	廃止サービスの種類	廃止年月日
城下町病院	白杵市大字白杵一八〇	医療法人みらい会	白杵市大字白杵一八〇	訪問看護、居宅療養管理指導、短期入所療養介護、介護療養型医療施設、介護予防訪問看護、介護予防居宅療養管理指導	平二七・一二・三一

大分県告示第二百三十六号
次の興行は、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるので、青少年の健全な育成に関する条例(昭和四十一年大分県条例第四十号)第二十条第二項の規定により、これを有害興行に指定した。

平成二十八年四月八日

大分県知事 広瀬 勝 貞

指定年月日	種類	題名	制作社名 又は配給社名	指定理由
平二八・三・二二	映画	特務課の女豹 からみつく陰謀	オーピー映画	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を害するおそれがある。
"	"	発情美人妻 早くちようだい	新東宝映画	
"	"	めぞん美熟女 ぬるぬる下宿	オーピー映画	
"	"	痴漢電車 ところける夢タッチ	オーピー映画	

大分県告示第二百三十七号

旧耕地整理法(明治四十二年法律第三十号)第七十三条第四項の規定により、小倉耕地整理組合長臨時代理者として次の者を指定した。

平成二十八年四月八日

大分県知事 広瀬 勝 貞

氏名	住所
財津 憲明	玖珠郡九重町大字町田二一八三番地

大分県告示第二百三十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十六条第一項の規定により、白杵市野津町大字東谷八百七十六番地の藤田秀勝ほか十七名からの県営土地改良事業施行申請を適当と決定し、同法第八十七条第一項の規定により土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。
 なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し異議の申立てをすることができる。
 平成二十八年四月八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

事業名	県営農村地域防災減災事業 (ため池整備)
地区名	大河内溜池地区
縦覧期間	平二八・四・八から 平二八・四・二八まで
縦覧場所	白杵市役所 野津庁舎

大分県告示第二百三十九号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号。以下「施行令」という。）第五
 条第一項の規定により、次の一のとおり漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）
 第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があつたので、施行令第五
 条第三項の規定により、当該届出に係る指定漁船調書を次の二により縦覧に供する。
 平成二十八年四月八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 届出事項
- 1 発起人の住所及び氏名
- 豊後高田市美和三千七百九番地二
室屋 弘榮
 - 豊後高田市来縄二千三百六十二番地一
長谷 友和
 - 豊後高田市呉崎七百五十二番地二
岩本 義彦
- 2 加入区
豊後高田市加入区
- 3 漁船損害等補償法第一百三十一条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

大分県漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧

1 縦覧期間
平成二十八年四月八日から同月二十二日まで

2 縦覧場所

- (一) 大分市府内町三丁目五番七号
大分県漁業協同組合事務所
- (二) 豊後高田市呉崎七百五十三番地
大分県漁業協同組合香々地支店豊後高田取次店事務所

大分県告示第二百四十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の
 区域を変更する。
 その関係図面は、平成二十八年四月八日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置
 いて一般の縦覧に供する。
 平成二十八年四月八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類 及び路線名	区 間	区域変更 前後別	敷地の幅員	延 長
一般国道三 八八号	佐伯市鶴谷町一丁目二四〇九番六 四地先から 佐伯市鶴谷町二丁目二四〇八番三 地先まで	前	メートル 二五・〇 一〇・五	メートル 五四〇・〇
	佐伯市鶴谷町一丁目二四〇九番六 四地先から 佐伯市鶴谷町二丁目二四〇八番三 まで	後	三三・二 一・五	五四〇・〇
県道赤木吹	佐伯市大字長谷字岡一四二三番地先 から 佐伯市大字長谷字岡一四三四番二地 先まで	前	一四・四 四・二	九一・四

原佐伯線

佐伯市大字長谷字岡一四二四番地先から佐伯市大字長谷字岡一四三四番二まで

後
二八・七
一四・二

九一・四

字佐市大字麻生字仁田田五二二七番二地内

前
四・三
四・〇

二〇・〇

字佐市大字麻生字仁田田五二二七番三内

後
一三・八
一三・二

二〇・〇

字佐市大字麻生字仁田田五二四〇番二から
字佐市大字麻生字三本松五三〇一番四まで

前
一六・八
四・〇

二〇七・八

字佐市大字麻生字仁田田五二四二番二から
字佐市大字麻生字三本松五二九九番二まで

後
四二・〇
一〇・八

二〇七・八

大分県告示第二百四十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。
その関係図面は、平成二十八年四月八日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
平成二十八年四月八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名

供用開始区間

供用開始年月日

県道赤木吹原佐伯線

佐伯市大字長谷字岡一四二四番地先から佐伯市大字長谷字岡一四三四番二まで

県道円座中津線

字佐市大字麻生字仁田田五二二七番三内
字佐市大字麻生字仁田田五二四二番二から
字佐市大字麻生字三本松五二九九番二まで

平二八・四・八

大分県告示第二百四十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第十八条の二第一項の規定に基づき、次の指定構造計算適合性判定機関に構造計算適合性判定を行わせることとした。
平成二十八年四月八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所

名称 一般社団法人大分県建築構造技術センター
住所 大分市城崎町一丁目三番三十一号 富士火災大分ビル三階

二 業務区域

大分県全域

三 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

大分市城崎町一丁目三番三十一号 富士火災大分ビル三階

四 指定構造計算適合性判定機関に行わせることとした構造計算適合性判定の業務

構造計算に係る床面積（法第二十条第二項の規定により別の建築物とみなすことができず部分が二以上ある建築物については、それぞれ別の建築物とみなしたときの床面積）が五千平方メートル以下のもので、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十一条第二項第一号イ又は第二号イの構造計算により判定する建築物（国土交通大臣の認定を受けたプログラムにより、安全性を確かめられたものを除く。）に係る業務
五 業務の開始の日
平成二十八年四月一日

大分県告示第二百四十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第十八条の二第一項の規定に基づき、次の指定構造計算適合性判定機関に構造計算適合性判定を行わせることとした。

平成二十八年四月八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所
名称 株式会社建築構造センター

住所 東京都新宿区新宿一丁目八番一号 大橋御苑駅ビル六階

二 業務区域

大分県全域

三 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

東京都新宿区新宿一丁目八番一号 大橋御苑駅ビル六階

宮城県仙台市青葉区本町二丁目十番二十八号 カメイ仙台グリーンシティ三階

福島県郡山市中町十一番五号 やまのいビル一〇〇三号室

埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目二番三号 さいたま浦和ビルディング三階

千葉県船橋市葛飾町二丁目四百二番地三号 丸庄ビル一階

神奈川県横浜市西区北幸二丁目三番十九号 日総第八ビル八階

長野県長野市南県町千八十二番地 KOYO南県町ビル五階

愛知県名古屋市中区栄四丁目十四番二号 久屋パークビル七階

島根県松江市中原町六番地

岡山県岡山市北区内山下一丁目三番十九号 成広ビル二階

広島県広島市中区八丁堀十五番六号 広島ちゅうぎんビル七〇四―二号室

愛媛県松山市三番町七丁目十三番十三号 ミツネビルディング六〇一号室

福岡県福岡市博多区御供所町一番一号 西鉄祇園ビル三階

佐賀県佐賀市駅前中央一丁目九番三十八号 いちご佐賀ビル七〇四号室

宮城県宮崎市川原町五番十号 ミネックス川原八階

鹿児島県鹿児島市西千石町十一番二十一号 鹿児島MSビル二階B号室

沖縄県浦添市牧港五丁目六番八号 沖縄県建設会館四階

四 指定構造計算適合性判定機関に行わせることとした構造計算適合性判定の業務

1 構造計算に係る床面積（法第二十条第二項の規定により別の建築物とみなすことができる部分が二以上ある建築物については、それぞれ別の建築物とみなしたときの床面積）が五千平方メートルを超える建築物に係る業務

2 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十一条第二項第一号口の構造計算により判定する建築物に係る業務

3 法十八条の二第一項の規定により大分県知事が指定した全ての構造計算適合性判定機

関において、当該機関の業務規程により定められた業務の範囲に含まれない建築物又は判定できない建築物に係る業務

4 一の申請又は通知において、1から3の建築物と同時に申請又は通知される別棟の建築物に係る業務

五 業務の開始の日

平成二十八年四月一日

大分県告示第二百四十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第十八条の二第一項の規定に基づき、次の指定構造計算適合性判定機関に構造計算適合性判定を行わせることとした。

平成二十八年四月八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所

名称 株式会社東京建築検査機構

住所 東京都中央区日本橋富沢町十番十六号

二 業務区域

大分県全域

三 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

東京都中央区日本橋富沢町十番十六号

愛知県名古屋市中区錦三丁目七番九号

福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目二番一号

四 指定構造計算適合性判定機関に行わせることとした構造計算適合性判定の業務

1 構造計算に係る床面積（法第二十条第二項の規定により別の建築物とみなすことができる部分が二以上ある建築物については、それぞれ別の建築物とみなしたときの床面積）が五千平方メートルを超える建築物に係る業務

2 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十一条第二項第一号口の構造計算により判定する建築物に係る業務

3 法十八条の二第一項の規定により大分県知事が指定した全ての構造計算適合性判定機関において、当該機関の業務規程により定められた業務の範囲に含まれない建築物又は判定できない建築物に係る業務

4 一の申請又は通知において、1から3の建築物と同時に申請又は通知される別棟の建

平成二十八年四月八日

大分県報（告示）

五

建築物に係る業務

業務の開始の日
平成二十八年四月一日

大分県告示第二百四十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第十八条の二第一項の規定に基づき、次の指定構造計算適合性判定機関に構造計算適合性判定を行わせることとした。

平成二十八年四月八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所
名称 一般財団法人日本建築設備・昇降機センター
住所 東京都港区西新橋一丁目十五番五号

二 業務区域

大分県全域

三 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

東京都港区西新橋一丁目十五番五号

四 指定構造計算適合性判定機関に行わせることとした構造計算適合性判定の業務

- 1 構造計算に係る床面積（法第二十条第二項の規定により別の建築物とみなすことができる部分が二以上ある建築物については、それぞれ別の建築物とみなしたときの床面積）が五千平方メートルを超える建築物に係る業務
- 2 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十一条第二項第一号口の構造計算により判定する建築物に係る業務

3 法十八条の二第一項の規定により大分県知事が指定した全ての構造計算適合性判定機関において、当該機関の業務規程により定められた業務の範囲に含まれない建築物又は判定できない建築物に係る業務

4 一の申請又は通知において、1から3の建築物と同時に申請又は通知される別棟の建築物に係る業務

五 業務の開始の日

平成二十八年四月一日

大分県告示第二百四十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第十八条の二第一項の規定に基づき、次の指定構造計算適合性判定機関に構造計算適合性判定を行わせることとした。

平成二十八年四月八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所
名称 一般財団法人日本建築総合試験所
住所 大阪府吹田市藤白台五丁目八番一号

二 業務区域

大分県全域

三 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

大阪府大阪市中央区内本町二丁目四番七号

四 指定構造計算適合性判定機関に行わせることとした構造計算適合性判定の業務

- 1 構造計算に係る床面積（法第二十条第二項の規定により別の建築物とみなすことができる部分が二以上ある建築物については、それぞれ別の建築物とみなしたときの床面積）が五千平方メートルを超える建築物に係る業務
- 2 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十一条第二項第一号口の構造計算による建築物に係る業務

3 法十八条の二第一項の規定により大分県知事が指定した全ての構造計算適合性判定機関において、当該機関の業務規程により定められた業務の範囲に含まれない建築物又は判定できない建築物に係る業務

4 一の申請又は通知において、1から3に掲げる建築物と同時に申請又は通知される別棟の建築物に係る業務

五 業務の開始の日

平成二十八年四月一日

○収用委員会告示

大分県収用委員会告示第五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

平成二十八年四月八日

平成二十八年四月八日

大分県報（収用委告示・公告）

八

氏名	住所	権利の種類
抵当権者（亡）首藤 傲の相 続人 首藤 正伸	大分県豊後大野市朝地町朝地七八二番地一	抵当権 明治三十五年 十二月十七日 受付第八〇一 八号
同 首藤 喜三江	兵庫県明石市宮の上二番四五―五〇一号	
同 首藤 敦	兵庫県明石市藤江一〇二五番地の一サーパス 西明石第二―五〇七号	
同 首藤 文	兵庫県明石市宮の上二番四五―五〇一号	
同 吉川 恵	兵庫県三木市志染町中自由が丘一丁目二四八 番地の八	
同 首藤 百克	京都府京都市左京区八瀬近衛町七二三番地の 二四	
同 首藤 行親	大阪府大阪市住之江区南港中三丁目四番一 二―四〇六号	
六 裁決手続の開始を決定した年月日 平成二十八年三月二十二日		

○公 告

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、次のとおり大分市長から公共測量を終了した旨の通知があつた。

平成二十八年四月八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 作業の種類
 公共測量（数値地形図修正）
- 二 作業の地域
 大分市

三 作業の終了日
 平成二十八年三月十五日